

一、加盟各国に於ける労働団体の關係を一層緊密に発達せしむる事によつて亞細亞諸国の労働階級の國際的結合を拓來する事

- 一、亞細亞の労働者に課せらるる差別的待遇を除去し、各種国籍の相違に拘らず労働條件の平等待遇を齎す事
- 一、亞細亞諸国に現存する不平等を除去し社会立法が充分に発達せる国に於ける労働状態其の標準を向上する事
- 一、社会立法の発達を促進する事
- 一、戦争を防止し國際的平和を確立し帝國主義及資本主義と抗争する事

(2) 目的達成の方法

- 一、民主主義的方法及び労働組合主義的方法によつて事業を行ふ
- 一、それと協力する事が亞細亞諸国に於ける労働運動の爲め利益なりと思惟する、他の國際的団体との協力

(3) 組織
及加盟団体より依頼ありたるときに於けるその国の労働運動に対する援助

本会議は右記せる目的及方法を承認する亞細亞諸君の労働団体も以て組織す、但し原則としては一団体も以て加盟單位とす、加盟国の労働運動はその自主収も保証する

(4) 機関

- 一、本会議に大会執行委員会を設く
- 一、大会は毎年交互に各国に於て開かれ加盟団体は別に定むる比率に基き代表議員も出席せしむるものとす
- 一、大会より大会迄の期間の事務を遂行する爲め執行委員会を設く
- 一、執行委員会は各加盟団体より一名宛送付する、執行委員会も以て組織する、